



浜松市告示第152号

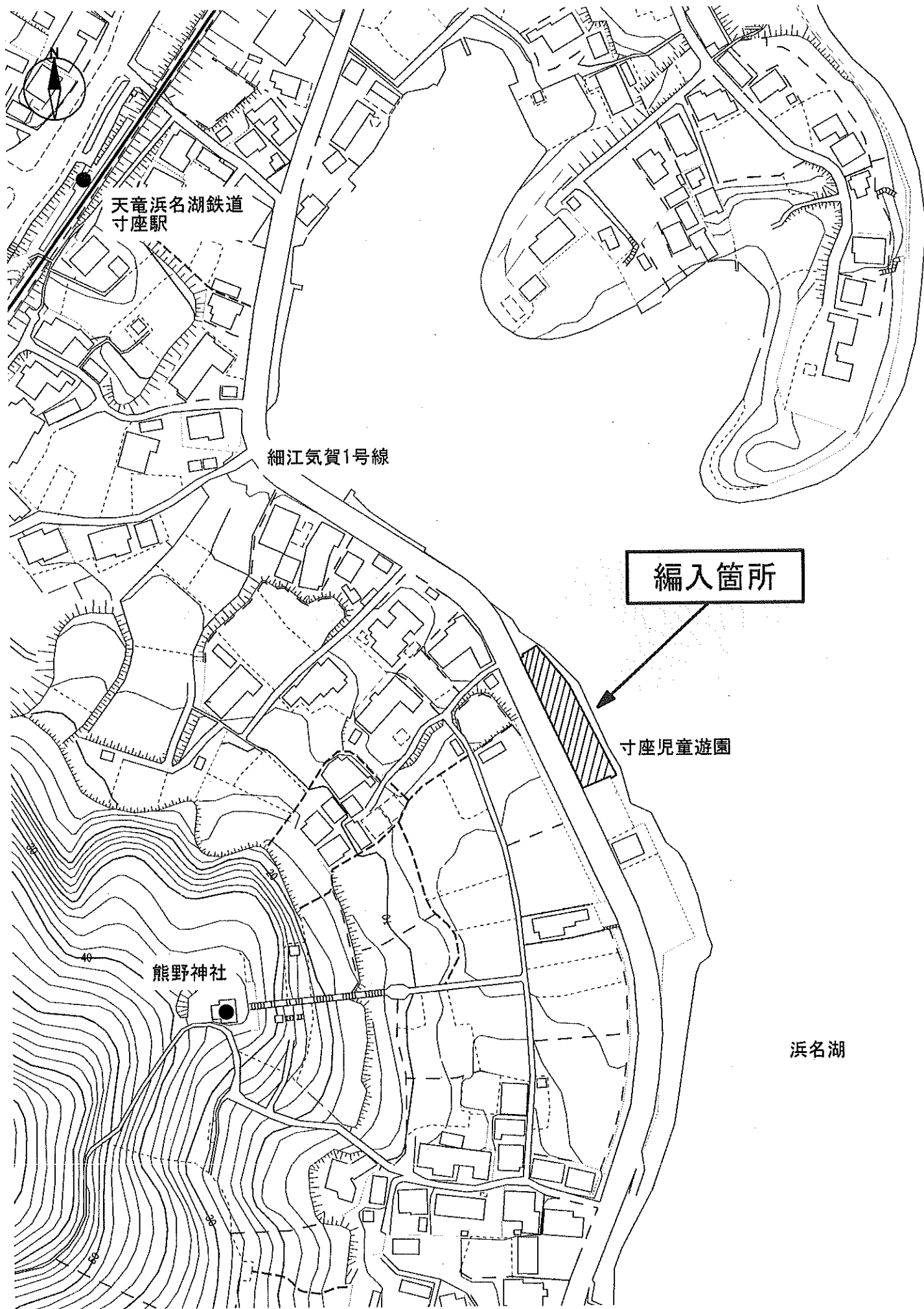
地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

令和5年3月1日

浜松市長 鈴木康友

あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
1 浜松市北区細江町気賀字寸座11277の 6の地先 862.80平方メートル	浜松市北区細江町気賀字寸座

位置図



天竜浜名湖鉄道
寸座駅

細江気賀1号線

編入箇所

寸座児童遊園

熊野神社

浜名湖